

# 学校いじめ防止基本方針（ダイジェスト版）



## 基本的考え方

いじめは決して許される行為ではありません。いじめは、「どの子にも、どの学校にも起こり得る。また、どの子も被害者にも加害者にもなり得る。」ことを認識し、学校全体で、保護者・地域とも連携しながら、「いじめを生まない学校づくり」を目指していじめ防止等の対策に取り組んでいきます。

### いじめとは

児童に対して、一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

### こんなことをするといじめになります

- 暴力 ⇒ 「おす」「つねる」「たたく」「なぐる」「ける」など
- ことば ⇒ 「からかう」「ばかにする」「いやなあだ名で呼ぶ」「かげ口を言う」「ネットに書き込む」など
- 無視 ⇒ 「無視する」「仲間はずれにする」など
- 物やお金 ⇒ 「物をかくす・とる・こわす」「人の物に落書き」「お金や物を要求」など

### いじめの未然防止

- 学習指導の充実 ⇒ 学習規律、分かる授業、授業研究
- 特別活動の充実 ⇒ 仲間づくり、縦割り班、児童会活動
- 教育相談の充実 ⇒ 定期的な面談、スクールカウンセラーの活用
- 人権教育の充実 ⇒ 人権意識の高揚、おもいやりの心の育成
- 情報教育の充実 ⇒ 情報モラルの指導、情報モラル教室の開催
- 保護者・地域との連携 ⇒ オープンスクール、情報発信、地域行事への参加

### いじめの早期発見

- 情報収集 ⇒ 教育相談、アンケート、教員による実態把握、保護者・地域からの情報、昼休みの巡回指導
- 相談体制 ⇒ 相談窓口の設置、スクールカウンセラーの活用
- 情報の共有 ⇒ 報告・連絡・相談の徹底、職員会議での共通理解、次年度への引継

### いじめに対する措置

- 「いじめ対策委員会」を設置し、聴き取り調査等、情報の収集に努め、事実確認を行う。
- いじめられた児童や通報した児童の安全を確保する。
- 当該児童の保護者や教育委員会に速やかに連絡・報告する。

### 重大事態への対応

- 学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。
- 事実関係を明確にするための調査を実施し、いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- 調査結果を教育委員会に報告する。
- 調査結果を踏まえた必要な措置を行う。
- 再発防止への取組を行う。

#### 【いじめ対応チーム】※定期開催

- 校長、教頭、生活指導部、養護教諭等

#### 【いじめ対策委員会】※いじめ認知の場合

- 校長、教頭、生活指導部、養護教諭、関係学級担任、スクールカウンセラー、関係機関